

川口市スポーツ協会管理施設内 自動販売機設置事業者募集要項

公益財団法人川口市スポーツ協会（以下「協会」という。）では、川口市青木町公園総合運動場（以下「青木町公園総合運動場」という。）内（プール棟・庭球場・野球場）及び川口市立体育武道センター（以下「体育武道センター」という。）内（1階・2階・3階）に飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者（以下「設置業者」という。）を募集いたします。

上記箇所に、自販機の設置を希望される事業者は、別紙仕様書を確認の上、指定の用紙により申し込みを行ってください。

1 目的

協会の自主財源の確保、及び利用者へのサービス向上を図るため、自販機を設置するもの。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有している者であること。
- (5) 国または地方公共団体（地方職員共済組合等を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約等を、過去2年の間に数回（数か所）以上締結し、すべて誠実に履行していること。
- (6) 埼玉県内に本店、支店又は営業所等を有する法人又は市内に住所及び店舗を有する個人で、自動販売機の故障、苦情等の緊急時に速やかに対応できる者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てをしていない者であること、及び民事再生法（平成11年法律第2

- 25号)に基づき、再生手続き開始の申し立てをしていない者であること。
(8) 国税・県税・市税を滞納していないこと。

3 募集事項等

(1) 募集期間

令和6年1月26日(金)から令和6年2月16日(金)までとします。
参加申込書・提案書等の用紙は、体育武道センター1階事務所で配布します。
なお、協会のホームページからもダウンロードできます。

(2) 貸付場所及び契約台数

ア 青木町公園総合運動場 3契約

- (ア) プール棟入口脇西側1台及び庭球場入口脇南側1台…(2台1契約)
- (イ) プール棟入口脇東側1台及び庭球場入口脇北側1台…(2台1契約)
- (ウ) 野球場入口脇1台及びスコアボード裏側1台……………(2台1契約)

イ 体育武道センター 2契約

- (ア) 1階ロビー手前側1台及び2階体育館入り口前1台…(2台1契約)
- (イ) 1階ロビー階段下1台及び3階トレーニングルーム北側更衣室脇1台
……………(2台1契約)

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5か年とします。

協会と協議の上、設置業者は貸し付けの開始後、原則2週間以内に自販機を設置するものとします。

(3) 応募方法

上記(2)記載の貸付場所のうち提案場所を選び、参加申込書に提案書、設置する自販機のカatalog、国・県・市税の納税証明書(写し可)を添えて、申し込んでください。なお、提案書には必ず売上金額のうち協会に納付する額の割合(以下「提案額」という。)を記入してください。提案額は、売上金額の**20%**以上として提案してください。また、複数の貸付場所に応募する場合は、それぞれについて、参加申込書等を提出してください。

4 自販機の機能及び仕様

設置する自販機の機能及び仕様については、別紙「自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」のとおりとします。

5 選定基準（条件）

(1) 賛助会員

既に協会の賛助会員であること。又は、設置業者に決定後、賛助会員として登録し、貢献できる事業者であること。

(2) 社会貢献度

川口マラソン大会等の協会が実施する事業に対し、支援・協力を頂ける事業者であること。

(3) 販売商品の多様性

主な商品をスポーツドリンクとし、15品目以上の商品を販売できる事業者であること。

6 選定の方法

(1) グループごとの選定

選定は、青木町公園総合運動場の3契約、及び体育武道センターの2契約をそれぞれ一つのグループとし、グループごとに公開で行います。なお、選定の会場及び実施日時は、後日、応募者に通知します。

(2) 選定順序

選定は、まず、青木町公園総合運動場グループについて行い、次に体育武道センターグループについて行います。それぞれのグループについて、応募者が多い契約から順に選定を行い、応募者が同数の契約が複数ある場合は、その中で提案額が高い順に行い、さらに、提案額が同じ契約が複数ある場合は、「3募集事項等」の「(2) 貸付場所及び契約台数」に記載された順に行います。

(3) 応募者の条件

応募者は、「5 選定基準（条件）」をすべて承諾した（又は承諾する）事業者であることが条件となります。

(4) 同族企業の取扱い

同じグループの契約に、川口市の「同族企業の同一入札への参加制限について」に定められた同族企業が応募している場合は、すべての同族企業の応募を無効といたします。ただし、青木町公園総合運動場と体育武道センターに分かれて応募することは、グループが異なるため差し支えありません。

(5) 一抜け方式

選定は、選定順序に従い、グループごとの一抜け方式により行います。選定を行う契約に対し最も高い提案額を提示した応募者（以下「最高額提示者」という。）を、当該契約に係る設置業者に選定します。なお、同じ提案額の最高額提示者が複数いた場合は、くじ引きにより設置業者を決定します。くじは、応募者が選定会場にいる場合は応募者に引いて頂き、不在の場合は職員が代わって

引かせて頂きます。くじを引く順序については、選定会場にいる応募者を優先し、協会が任意に指名します。選定した最高額提示者によるグループ内の他の契約に係る応募は無効とし、残りの契約について、選定順序に従い、残りの応募者の中から最高額提示者を選定します。グループ内のすべての契約について設置業者が選定されるまで、同様の方法を繰り返します。なお、残りの契約に対する応募者が1者以下となった場合は、競争性確保のため、既に設置業者を選定された応募者の提案をすべて有効とした上で、同様の方法により選定を行います。

7 設置予定事業者の決定時期

令和6年2月26日までに設置業者を決定する。

8 選定結果の通知

選定された事業者に対しては選定された旨を、また選定されなかった事業者に対してはその旨を、決定後、速やかに通知する。

9 設置許可

決定された設置業者は、令和6年3月11日までに設置許可申請書に記名押印の上、体育武道センター1階事務所に提出するものとし、協会は遅滞なく設置許可を与える。

10 決定の取り消し等

次のいずれかに該当する場合は、設置業者としての決定を取り消すものとする。なお、取り消しがあつた設置場所については、応募のあつた他の事業者から最高額提示者を選定する。

(1) 「9 設置許可」記載の期日までに、設置許可申請書が提出されなかった場合

(2) 応募時に提出した書類の内容に虚偽があつた場合

(3) 同グループの選定に設置業者の同族企業が応募していたことが判明した場合

※ 同族企業の判定は、川口市の「同族企業の同一入札への参加制限について」に定められた基準により行います。